

# 酸欠による労働災害を防止しましょう



酒造会社で発生したタンク内で酸欠のため死亡した災害

令和5年度、長岡労働基準監督署管内では、酸欠の労働災害が複数発生しており、尊い命が失われています。酸欠による災害の発生を防止するため、職場の安全衛生管理についてチェックしてみましょう。

## 1. 酸素欠乏とは

空気中の酸素濃度が18%未満である状態

## 2. 酸素欠乏危険作業とは

労働安全衛生法施行令別表6に記載されている場所での作業。マンホール・地下水工事・穀物もしくは飼料の貯蔵、果実の熟成、きのこ類を栽培するサイロ、ピットの内部やしょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他醗酵するものを入れてあり、または入れたことのあるタンク、むろまたは醸造槽の内部での作業などがあります。

## 3. 法令上必要なこと（一部抜粋）

### (1) 墜落防止措置の徹底

転落により窒息等の危険を及ぼすおそれのある箇所には、75cm以上の丈夫なさくなどを設置する必要があります。なお、空のタンクやピットであっても、高さ2m以上であれば、手すりや覆いなどの墜落防止措置を設ける必要があります。

また、酸素欠乏症にかかって転落するおそれのある場合は、要求性能墜落制止用器具を使用させなければなりません。

### (2) 測定の実施・記録

作業開始前に酸素(第二種酸素欠乏危険作業の場合は酸素と硫化水素)濃度を測定し、(1)測定日時、(2)測定方法、(3)測定箇所、(4)測定条件、(5)測定結果、(6)測定を実施した者の氏名、(7)測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止したときは、当該防止措置の概要を記録する必要があります。

### (3) 作業主任者の選任・職務/特別教育

酸素欠乏危険作業主任者(第二種酸素欠乏危険作業では酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者)を選任し、その者に、法定の職務(作業方法の決定・労働者への指揮、作業開始前および再開時の酸素濃度測定、設備の点検など)を行わせる必要があります。また、酸欠作業を行う労働者には、事前に法定の特別教育を実施することが必要です。



# 酸欠作業に関する簡易チェックリスト

防止対策	チェック	その他
<b>酸素欠乏危険場所の事前確認</b> タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入等のおそれはないか、事前に確認すること。		
<b>墜落防止措置の徹底</b> 転落のおそれのある箇所に手すりまたは覆いなどが設けられているか確認すること。また、要求性能墜落制止用器具の使用を徹底すること。		
<b>立入禁止の表示</b> 酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。		
<b>作業主任者の選任</b> 酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮等決められた職務を行わせること。		
<b>特別教育の実施</b> 酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防に関すること等の特別教育を実施すること。		
<b>測定の実施</b> 測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。		
<b>換気の実施</b> 作業場所の酸素濃度が 18% 以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下になるよう換気すること。継続して換気を行うこと。酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。		
<b>保護具の使用</b> 換気できないとき又は換気しても酸素濃度が 18% 以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下に出来ないときは、送気マスク等の呼吸用保護具を着用すること。保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。		
<b>作業の監視</b> 酸欠作業を行っている状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を酸素欠乏危険作業主任者に通報できる状態にすること。		
<b>二次災害の防止</b> 酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器等又は送気マスクを使用すること。墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。		